

重点目標3 安全な暮らしを守るために

個別目標1 災害に強いまちづくりの推進

1 地域防災対策の推進

基本方針

風水害、地震等の自然災害はもとより、産業災害などのあらゆる災害から市民の生命と財産を守るため、光市地域防災計画に基づき、災害の予防、応急対策、復旧・復興対策を進めます。

また、大規模な災害に対処するためには、防災関係機関による「公助」だけでなく、自分の身は自分で守る「自助」、地域のことは地域で守る「共助」が重要なことから、地域の防災力の向上に努めるとともに、災害情報の収集や伝達、また、災害時要援護者に配慮した対策を推進します。

さらに、広範囲にわたる風水害や大地震などの災害警戒・発生時には、県や防災関係機関、各種福祉団体等との連携に努めます。

10年後のまちの姿

- 市民の防災に対する理解が深まり、災害に対する備えや心構えができています。
- 各地域で自主防災組織が設立され、多くの市民が防災活動に参加しています。
- 災害時要援護者等への支援体制や災害ボランティアの支援体制が整っています。

現状と課題

わが国では、狭い平野部に人口が集中し、都市化の進展や山林の開発等に伴って、災害も多様化・局地化しており、災害に強いまちづくりに加えて、災害発生時における市民への情報提供や避難対策が課題となっています。

本市では、近年、台風や集中豪雨による浸水や土砂災害に伴う被害が発生し、今後とも、台風による高潮災害や、大雨による島田川の氾濫、土砂災害等が危惧されており、防災対策の重要性はますます増大しています。

また、「西日本は地震の活動期」に入っていると指摘もあり、活断層による地震への警戒を強化するとともに、今後30年以内の発生確率が60%とも言われる巨大地震「東南海・南海地震」などの揺れや津波による大規模な地震災害を想定した対

策が重要になっています。

一方、市民の防災への意識が高まる中、阪神淡路大震災や多くの災害を教訓とし、29(平成18年10月1日現在)の自主防災組織が設立されています。

今後、さらに市民一人ひとりの防災意識の向上や、高齢者、障害者などの災害時要援護者への支援などを含めて、災害発生時に的確に対応できるよう、地域の防災力を高めていくことが必要です。

さらに、大規模災害の場合には、県や消防等との連携を密にし、広域的な応援・受援体制の推進や、市民レベルの積極的な災害ボランティアの応援・受援体制も踏まえた防災体制を構築していくことが必要です。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①自主防災組織率（加入世帯の割合）	32.6%	50.0%	70.0%
②普段から災害に備えている人の割合	32.8%	50.0%	70.0%
③「災害対策の充実」に関する満足度	9.0%	15.0%	30.0%

※指標②③ 市民アンケート調査

施策展開の方向

地域防災対策の推進

- ◇防災意識の醸成
- ◇防災コミュニティの育成と連携強化
- ◇防災体制の整備充実
- ◇災害に強い都市基盤の整備

(1) 防災意識の醸成

市民の災害に対する心構えや備え、災害発生時に取るべき行動など、「自助」により被災を軽減するため、ハザードマップや、出前講座、防災センター「あんしんネット光」などを活用しながら、防災知識の普及・啓発を進めます。

また、災害発生時において、市や防災関係機関及び住民それぞれが、迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災研修や防災訓練を実施します。

(2) 防災コミュニティの育成と連携強化

地域の被災を軽減するため、自主的な「共助」による防災活動を推進し、自主防災組織等の育成・支援を進め、高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難援助体制の整備に努めます。

また、被災生活及び復旧・復興をより円滑に行うため、災害ボランティアの育成・指導に努めます。

(3) 防災体制の整備充実

地域防災計画に基づき、防災関係機関と連携しながら、災害関連情報の収集や災害時要援護者に配慮した避難準備の情報提供が的確に展開できる仕組みを整備します。

また、避難生活物資・資機材等の計画的な備蓄や各種応援協定の締結に努めるとともに、災害に対する地域の特性と実態を把握し、被害の未然防止などを図りながら、大規模災害対策の充実に向け、広域的な受援体制の確保や、災害ボランティアの受け入れ体制の整備を進めます。

(4) 災害に強い都市基盤の整備

災害時の防災拠点や避難場所の確保・整備を進め、河川改修や高潮対策、砂防・地すべり防止事業等の推進や危険ため池の整備などとともに、公共施設等の防火・避難対策や耐震化、バリアフリー化の推進に努めます。

また、上下水道などライフライン事業者との連携強化を図り、防災力の向上に努めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
防災知識の普及・啓発							総務課
防災研修・防災訓練の実施							総務課
自主防災組織の育成・支援							総務課 消防組合本部
災害ボランティアの育成・指導	検討						総務課
地域防災計画の周知徹底							総務課
災害時要援護者支援体制の確立	検討						総務課
災害時避難マニュアル等の作成	検討						総務課
防災情報携帯メールサービスの実施	検討						総務課
各種団体等との災害応援協定の締結							総務課
大規模災害対策の整備・検討	検討						総務課
防災行政無線の整備	検討		整備				総務課
災害情報の収集・伝達手段の整備	検討						総務課
防災備蓄品の整備・充実	整備		充実				総務課



重点目標3 安全な暮らしを守るために

個別目標1 災害に強いまちづくりの推進

2 消防力の整備・充実

基本方針

市民の安全な暮らしを確保するため、消防用施設・資機材の年次的な整備や、消防・救急体制の充実・強化を図るとともに、各種災害を想定した訓練の実施や、建物等の防火安全対策の推進、消防団の育成強化など、市民の自主的な防災活動の促進などに取り組みます。

また、医療機関との連携を強化し、救急搬送体制の確保と救急業務の高度化を図るとともに、一般市民による応急手当の普及等により、救命率の向上を目指します。

10年後のまちの姿

- 誰もが火災予防に心がけ、火災発生時には初期消火ができるようになっています。
- 市民による応急手当が普及し、現場に居合わせた人による適切な処置ができています。
- 救急搬送体制が確立され、救急救命率が高まっています。

現状と課題

近年は、都市化の進行や建築物の高層化等により、火災や自然災害は多様化・複雑化しており、消防行政を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市では、災害の多様化・複雑化・大規模化に対応するため、平成15年3月、地図検索機能を備えた最新の緊急通信指令装置や防災センターを併設した消防庁舎を整備するとともに、高規格救急自動車、防火水槽などの消防防災施設・設備の整備を進めてきましたが、今後とも、消防施設の計画的な更新や災害予防に対する普及啓発など、地域の消防力の向上を図るとともに、より一層の消防力の充実強化を進める必要があります。

また、救急・救助業務についても、多様化・複雑化の傾向を強める現状にあり、救急救命士の育成や救急・救助隊員の教育訓練、また関係機関との協力体制の強化などとともに、特に、高齢者をはじめとする災害時要援護者等に配慮した対策の推進や救命率の向上を図るためのAED(自動体外式除細動器)の設置や研修会等を推進していくことが必要です。

さらに、電波法の改正による平成28年以降の消防救急無線のデジタル化への取り組みなど、消防力の効率的な整備を推進し、時代に即した消防体制の充実が求められています。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①救急講習受講者の普及率 (H17. 12)	5.3%	7.5%	10.0%
②出火件数 (年間、人口1万人当たり)	5.2件	4.0件	3.0件

※指標① 普及率＝救急講習受講者数／生産年齢人口×100

施策展開の方向

消防力の整備・充実

- ◇予防行政の推進
- ◇消防用施設・資機材の整備
- ◇消防体制の充実強化
- ◇救急救命体制の充実強化
- ◇消防団の強化育成

(1) 予防行政の推進

年間計画に基づき、建築物や危険物施設への立入検査を実施し、関係者の意識高揚を図り、建物や設備の安全対策の強化に努めます。

また、市民を対象とした火災予防イベントや防災教室、防火管理者講習会、救命講習を実施するなど防災意識の普及に努めるとともに、一般住宅への住宅用火災警報器の設置を推進します。

さらには、高齢者等の住宅防火対策として、寝具類等の防炎化や住宅用防災機器の普及促進を図ります。

(2) 消防用施設・資機材の整備

年次計画に基づき防火水槽の設置や各種消防用資機材の整備・更新を行い、災害現場で活動する消防隊、救急隊、救助隊等の装備の充実に努めます。

また、電波法の改正に伴い、平成28年以降の消防救急無線のデジタル化に向け、不感地帯の解消など通信連絡体制の強化について検討します。

(3) 消防体制の充実強化

定期的に職員の非常参集・初動対応訓練を行い、災害発生時の円滑な初動を確立するとともに大規模災害が発生した場合における緊急消防援助隊などの受入体制(受援計画)を整備し、あらゆる災害に即時に対応できる体制づくりに努めます。

また、消防本部、消防署及び消防団等の連携を強化し、より効果的な消防活動を行えるよう、合同訓練を実施します。

(4) 救急救命体制の充実強化

医療機関との協力体制を強化し、救急搬送体制の整備に努め、救急業務高度化推進整備計画に基づく救命処置範囲の拡大に対応できる救急救命士の養成を推進するとともに、最新の知識技術の習得や、高規格救急自動車及び高度救命処置資機材の整備充実に加え、AEDの整備促進と市民への研修の充実に努めます。

また、複雑・大規模化する災害に対応できる高度な救助技術を習得した救助隊員を養成するため、平素より救助資機材の取扱いや、各種災害を想定した訓練を実施し、救助・救急体制の整備に努めます。

(5) 消防団の強化育成

消防団員の確保を図るため、青年層、女性層を対象とした消防団への参加促進を図るとともに、地域内事業所との連携に努め、消防団無線等の施設・設備の整備充実による通信連絡体制の確立及び団員の教育訓練に努めます。

また、地域の防災力を高めるため、防災センターを活用した市民の防災意識の啓発及び救命講習の開催などにより、市民の自主的な防災活動を促進します。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
建築物や危険物施設への立入検査の実施							消防組合本部
高齢者等の住宅防火対策							消防組合本部
住宅用火災警報器の設置促進	新築住宅(義務化)		既存住宅への設置				消防組合本部
各施設へのAED(自動体外式除細動器)の設置促進							消防組合本部
救急搬送体制の整備							消防組合本部
救急業務高度化の推進							消防組合本部
高規格救急自動車・高度救命処置資機材の整備充実							消防組合本部
消防団員の確保							消防組合本部
市民の自主的な防災活動の促進							消防組合本部

重点目標3 安全な暮らしを守るために

個別目標2 安全な地域社会の構築

1 地域安全活動の推進

基本方針

犯罪のない、安全で安心して生活できるまちづくりを進めるため、警察等関係機関との連携のもと、協働による地域ぐるみの防犯活動の推進など、地域安全体制の強化に努めます。

また、高齢者に関わる犯罪や事故を未然に防止するため、高齢者を取り巻く社会環境の整備や防犯・保護活動を推進するとともに、少年非行防止活動の推進に努めます。

10年後のまちの姿

- 安全で安心して生活できる社会が形成され、犯罪数が減少しています。
- 高齢者や児童・生徒等が、安全で安心して生活できる社会が形成されています。

現状と課題

近年における都市化の進展や社会環境の複雑化に伴い、特に児童生徒が被害を受ける犯罪が多発し、大きな社会問題となっている中、犯罪のない、安全で安心して生活できる地域社会の実現は、市民共通の願いです。

このため、「自分たちの地域社会は自分たちで守る」という共通認識のもと、「光市安全安心まちづくり条例」に基づき市民の防犯意識の高揚に努めるとともに、関係機関と一体となった地域防犯活動や防犯環境づくりを推進することが求められています。

本市では、幼児や子どもに対する犯罪が多発

する中で、各地区の公民館や老人クラブ等において、見守り活動とあわせた取組みが展開されていますが、引き続き、家庭や学校、地域とが一体となった子どもの安全確保対策を推進することが必要です。

また、高齢社会を踏まえ、高齢者に関わる犯罪、事故を未然に防止するための防犯・保護活動を推進することが必要です。

さらに、外部からの武力攻撃事態及びこれに準ずるテロ等の緊急対処事態に対処するため、光市国民保護計画により、危機管理対策に取り組むことが必要です。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①刑法犯罪認知件数（年間、人口10万人当たり）	847件	減少	減少
②防犯灯の設置箇所数	4,476灯	4,700灯	5,000灯
③自主防犯活動団体数（H18.6.1）	11団体	16団体	20団体
④光市の治安が良いと思う人の割合	—	増加	増加
⑤「防犯対策の充実」に関する満足度	15.2%	20.0%	30.0%

※指標④⑤ 市民アンケート調査（④は今後実施）

施策展開の方向

地域安全活動の推進

- ◇地域安全体制の強化
- ◇高齢者対策の充実
- ◇青少年の非行防止
- ◇国民保護計画による危機管理対策

(1) 地域安全体制の強化

犯罪のない、安全で安心して生活できるまちづくりを進めるため、市民との協働や関係機関との連携により、暴力の追放運動や地域ぐるみの防犯活動を推進し、市民の防犯意識の高揚に努めるとともに、地域における防犯などの自主的な地域安全組織の育成と活動支援を進めます。

また、警察等関係機関や自治会との連携のもと、見守り活動を促進するとともに、防犯灯の設置や維持管理の支援などにより、児童生徒等の安全の確保に努めます。

(2) 高齢者対策の充実

高齢者に関わる犯罪や事故を未然に防止するため、高齢者を取り巻く社会環境の整備や防犯・

保護活動の促進に努め、地域安全活動への取り組みを強化し、悪質商法や振り込め詐欺等による被害防止のための啓発を行い、意識の高揚を図ります。

(3) 青少年の非行防止

家庭や学校、地域が一体となった活動の推進や非行の早期発見など、青少年の非行防止活動の推進に努めます。

(4) 国民保護計画による危機管理対策

外部からの武力攻撃及びこれに準ずるテロ等の緊急対処事態に対処するため、「光市国民保護計画」に基づき、国民保護措置の総合的な推進に取り組みます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
自主防犯パトロール等の実施							生活安全課
児童生徒の安全の確保							学校教育課 生活安全課等
暴力追放運動の推進							生活安全課
被害防止のための意識啓発							生活安全課
地域見守り体制の確立							生涯学習課 生活安全課等
学校と地域が連携した少年非行防止活動の実施							生涯学習課 学校教育課
地域安全安心情報システムの構築	検討						生活安全課 企画情報課
相談体制の充実							生活安全課
市民安全安心の日の推進など、安全意識の高揚							生活安全課
国民保護計画の推進							総務課

重点目標3 安全な暮らしを守るために

個別目標2 安全な地域社会の構築 2 交通安全の推進

基本方針

市民を悲惨な交通事故から守るため、警察等関係機関との連携のもと、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、家庭や学校、地域における交通安全教育の推進など交通安全活動の推進に努めます。

また、高齢者や障害者に配慮した交通安全施設の整備や交差点等の改良整備事業の促進など交通安全対策の強化を図るとともに、交通事故被害者の救済に努めます。

10年後のまちの姿

- 交通ルールが守られ、正しいマナーが実践され、交通事故が減少しています。
- 飲酒運転の撲滅等により、交通死亡事故等が起きにくい社会が形成されています。

現状と課題

運転免許人口及び車両の保有台数の増加に加え、高齢社会の一層の進行とともに、高齢者ドライバーも増加し、道路交通を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。

こうしたモータリゼーションの進展は、市民に多大な利便性をもたらす半面、交通事故は年々増加し、特に飲酒運転などによる重大事故の多発等により、交通犯罪が社会問題として大きく取り上げられ、その根絶に向けた取組みが強化されつつあります。

本市においても、国道188号を中心に、年間約300件もの人身事故が発生しており、これまで、市民一人ひとりが交通ルールを遵守し、正しいマナ

ーを身につけてもらうため、各年齢層に応じた交通安全教育を実施するなど、市民、各種団体と一体となった交通安全運動を展開してきました。

今後、より一層の交通安全意識の高揚を図るなど、さらに積極的な交通安全活動の推進に努める必要があります。

また、警察等関係機関との連携のもと、交通事故多発地点や交通危険箇所への交通安全施設の整備や、交通規制の強化等を実施してきましたが、さらに、高齢者等交通弱者を含めた歩行者の安全確保を図るため、歩道の設置や信号機、カーブミラー等の交通安全施設の整備など、交通安全対策を強化する必要があります。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①交通事故死亡者数(年間)	5人	3人以下	減少
②交通事故発生件数(年間、人口10万人当たり)	571件	450件以下	減少
③交通安全教室への参加者数(年度)	2,559人	3,000人	3,500人
④「交通安全対策の充実」に関する満足度	17.8%	20.0%	30.0%

※指標④ 市民アンケート調査

施策展開の方向

交通安全の推進

- ◇交通安全意識の高揚
- ◇交通環境の整備
- ◇交通事故被害者の救済

(1) 交通安全意識の高揚

市民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えることができるよう、交通安全意識の高揚を図るとともに、家庭や学校、地域において、幼児から高齢者まで幅広い市民を対象とする、参加、体験、実践型のきめ細かな交通安全教育を推進し、幅広い交通安全運動の展開に努めます。

また、各種交通安全関係団体の活動支援や、指導者の育成・確保に努めるとともに、警察等関係機関と連携し、緊急車両の通行を妨げる違法駐車等、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に対して、交通指導に努めます。

特に、悲惨な事故の原因となっている飲酒運転の撲滅を重点目標として、警察等関係機関、事業者等との連携のもと、飲酒運転防止に関する意識の啓発と取締りの強化を促進します。

(2) 交通環境の整備

道路パトロール等の実施により、交通事故の危険性が高い箇所の把握と点検に努め、必要な安全策を講じます。

また、高齢者や障害者等の交通弱者や自転車等利用者の安全を確保するため、信号機、防護柵、カーブミラー等交通安全施設の整備促進に努めるとともに、歩道の設置や交差点等の改良整備に努めます。

(3) 交通事故被害者の救済

交通遺児に対する援護の充実に努めるとともに、交通事故相談内容の複雑化・多様化に対応するため、市民交通事故相談所の充実に努めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
交通安全運動の実施	検討・実施						生活安全課
交通安全教育の充実							生活安全課
交通安全関係団体の活動支援							生活安全課
指導者の育成・確保							生活安全課
交通指導の強化							生活安全課
道路パトロールの実施							生活安全課 土木課
交通危険箇所等の改善							生活安全課 土木課
市民交通事故相談所の充実							生活安全課

重点目標3 安全な暮らしを守るために

個別目標3 消費生活の向上

基本方針

多様化・複雑化する消費者問題に対応し、市民の消費生活の安定と向上を図るため、消費生活情報や学習機会の提供など消費者意識の高揚を図るとともに、消費生活相談機能の充実など消費者の自立の支援の促進に努めます。

また、消費者団体の育成や支援に努め、市民の自主的活動を促進します。

10年後のまちの姿

- 消費者の知識や判断力が高まり、安全で豊かな消費生活を送っています。
- 消費者団体が自主的な活動を展開し、地域の消費者リーダーとして活躍しています。

現状と課題

高度情報化、国際化、高齢化の進展など消費者を取り巻く環境が急速に変化する中、消費者ニーズの多様化と相まって、悪質住宅リフォームや催眠商法など高齢者を狙った悪質商法による被害が急増するとともに、架空請求や融資保証金詐欺などの振り込み詐欺に加えて、ワンクリック詐欺やフィッシング詐欺など、高度情報通信社会における新たな消費者トラブルも増加を見せています。

また、BSE問題や生産地の偽装表示など、食生活に関する市民の不安が高まるとともに、製品のリコール問題や保険契約上の支払いに関するト

ラブルなど、消費生活を取り巻く問題は複雑化・多様化しています。

本市においては、これまで県等関係機関との連携のもと、消費生活相談の実施や消費生活情報、学習機会の提供、消費者団体の支援など市民の消費生活の安定と向上に努めてきましたが、今後とも、より一層の消費生活の安定と向上を図るため、消費者意識の啓発や的確な消費者情報の提供などの諸施策を推進するとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動することができるよう、消費者の自立の支援を促進することが必要です。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①消費生活に関する研修会等の回数(年度)	3回	10回	15回
②「消費生活相談」に関する満足度	—	向上	向上

※指標② 市民アンケート調査(今後実施)

施策展開の方向

消費生活の向上

- ◇消費者の安全・安心の確保
- ◇消費者の自立の支援
- ◇消費生活相談の充実

(1) 消費者の安全・安心の確保

消費者利益の擁護と増進のために、国・県等の関係機関と協力し、製品や食品の安全・安心に関する情報提供や食に関する講座を開催するとともに、食品の検査・監視体制の強化を図り、消費者の安全・安心の確保に努めます。

や拡大防止に向けた悪質商法等の情報提供を行い、市民が消費者教育を受けられる機会を充実します。

また、消費者団体の育成・支援を図り、自主活動の促進に努めます。

(2) 消費者の自立の支援

訪問販売や通信販売等の適正な利用とクーリング・オフ制度等の啓発活動や消費者被害の予防

(3) 消費生活相談の充実

職員の資質の向上に努めるとともに、県消費生活センターとの連携を強化し、多様化する消費生活相談に適切に対応します。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
消費者啓発活動・指導の実施						→	生活安全課
消費者相談窓口の設置						→	生活安全課
消費者への正確な生活情報の提供						→	生活安全課
消費者団体の活動支援						→	生活安全課